

医療用薬品と一般販売用薬品

人間に使う薬にはれ大きく分けて医療用薬品（保険がきく薬品）と一般販売用薬品の 2 分類があります。さらに、医療用薬品は要処方せん薬とそれ以外の 2 分類に分かれます。

一般用薬品は今回法律の改定では薬剤師や資格者に相談して買う薬と相談なしで買う薬に分け、相談の必要な薬の一部の一段と注意を要する薬は薬剤師意外に販売できないようになります。

これは、薬をより安全に使用してもらうために分類されたものですがそこで最近問題になるのがインターネットによる薬の販売です。薬は時として副作用などが心配になるものです。薬剤師に相談することで体調を訴えたり症状を話すことで適切な薬を選べますがネット販売はその手続きのない販売法で国も警告を発しています。

薬が近所で手に入らない、薬局のないところであればそれもひとつの有効な方法かも知れませんが、そのような地区に住む人はほとんどいません。近くの薬局で求められるものを知らないネットで遠いところから買う理由は見つかりません。

ネットで中国製の薬を求め強い副作用を起こしたことなども耳新しいことです。薬は専門家に対面相談して求めるのが大切です。